

平成29年度公金管理運用計画

平成29年4月

港区会計室

港区公金管理運用方針（平成 14 年 6 月 13 日付 14 港収第 64 号）に基づき、平成 29 年度港区公金管理運用計画を次のとおり定めます。

1 区を取り巻く経済・金融動向と公金管理運用計画の考え方

平成 28 年 12 月 20 日に閣議了解された「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、平成 28 年度の経済動向について、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。物価の動向をみると、これまでの原油価格の下落の影響等により前年比で伸びが低下している、としています。

また、平成 29 年度の経済見通しについては、「経済対策」など、「平成 29 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。物価については、景気回復により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。なお、先行きのリスクとして、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしています。

総務省が平成 29 年 1 月 27 日に発表した平成 28 年平均の全国消費者物価指数（平成 27 年を 100 とした C P I）は、総合指数が前年比 0.1% 下落の 99.9 で、値動きの激しい生鮮食料品を除く総合指数は前年比 0.3% 下落の 99.7 となっています。年平均の総合指数でのマイナスは 4 年ぶり、原油価格の下落などの影響で物価を押し上げる力が弱かったとされています。

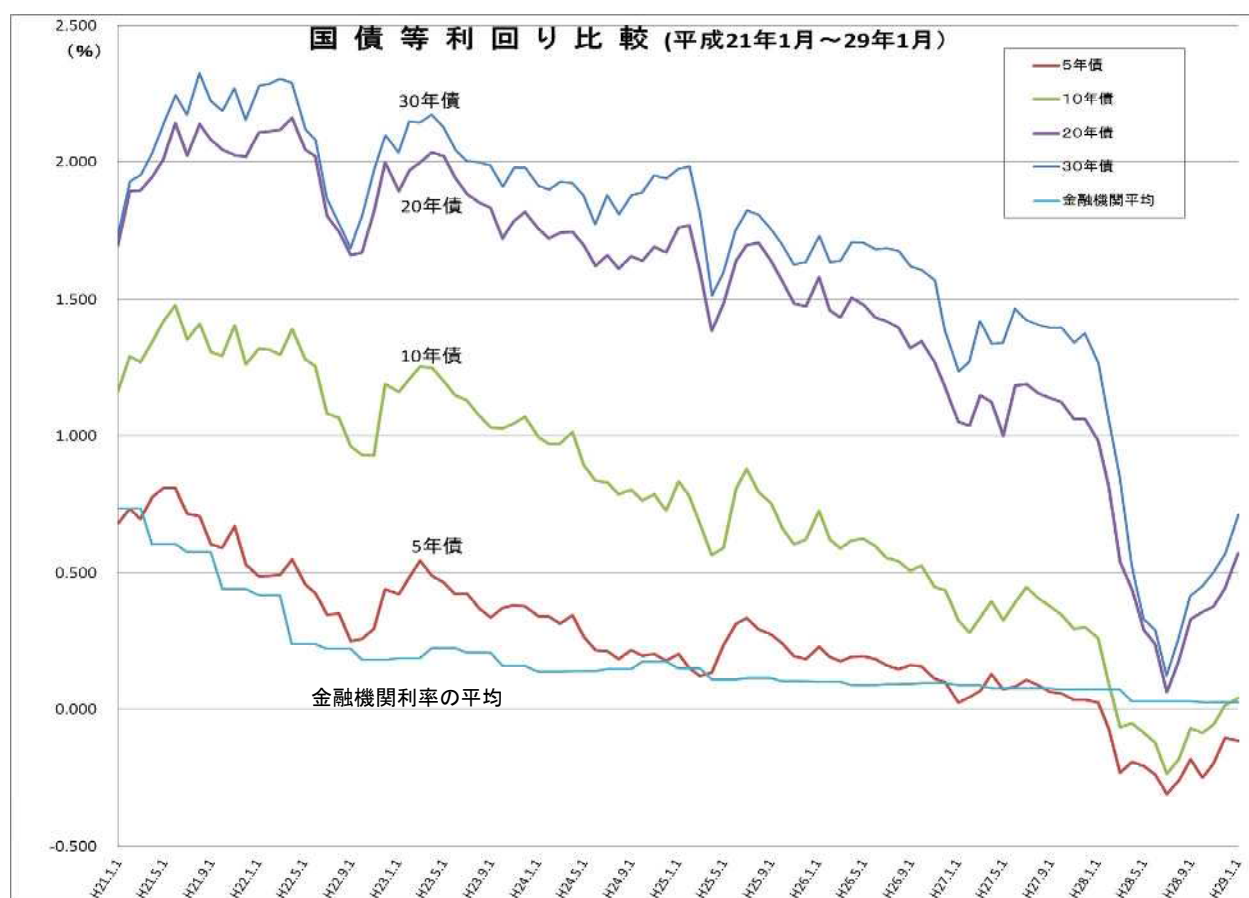
一方、日本銀行は、平成 25 年 1 月に「物価安定の目標」を消費者物価上昇率で 2% と定め、これを実現するため同年 4 月、「量的・質的金融緩和」を導入し、さらに平成 28 年 1 月 29 日の金融政策決定会合において、日本銀行が銀行から預かる当座預金の一部に一定の金利を支払う「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入しました。このため、これまでの金融緩和政策により利回りが過去最低を更新していたことに加え、国内景気の下支えや株式への資金流入増につながるなどの期待などからさらに国債価格は上昇し、中期国債ばかりでなく長期国債の利回りも史上初めてマイナスを付ける状況が生じました。同時に、超長期国債の金利も大きく低下し、長短金利差は極端に小さくなっています。

このような中、日本銀行は、平成 28 年 9 月に金融緩和の「総括的な検証」を行い、長短金利差の極端な縮小による金融機関の収益圧迫による金融仲介機能の低下

等の懸念を背景に、「長短金利操作付き量的緩和」(イールドカーブ・コントロール)を導入しました。これにより、2%の「物価安定の目標」が達成されるまで、日本銀行による長短金利の誘導や指定利回りによる国債買い入れ<指値オペ>などは続くものと考えられます。

このような経済・物価・金融情勢下においては、今後も日本銀行による「量的・質的金融緩和」は継続され、さらに状況によっては追加緩和も予想されます。そのため、今後しばらくは市場の長期金利はゼロ付近に誘導され、短期金利はマイナスの状況が続くことが見込めます。

図1 過去8年の金利推移 (平成21年1月～平成28年3月)



このようなかつて経験したことのない厳しい金融環境のもとで、さらに米国等の海外の経済情勢や金融資本市場の変動の影響等を見定めた上で、公金の管理・運用を安全かつ効率的に進めることが求められます。また、「港区財政運営方針 (平成29年度～平成34年度)」で示された自然災害からの復旧・復興に備えた取組も着実に進める必要があります。

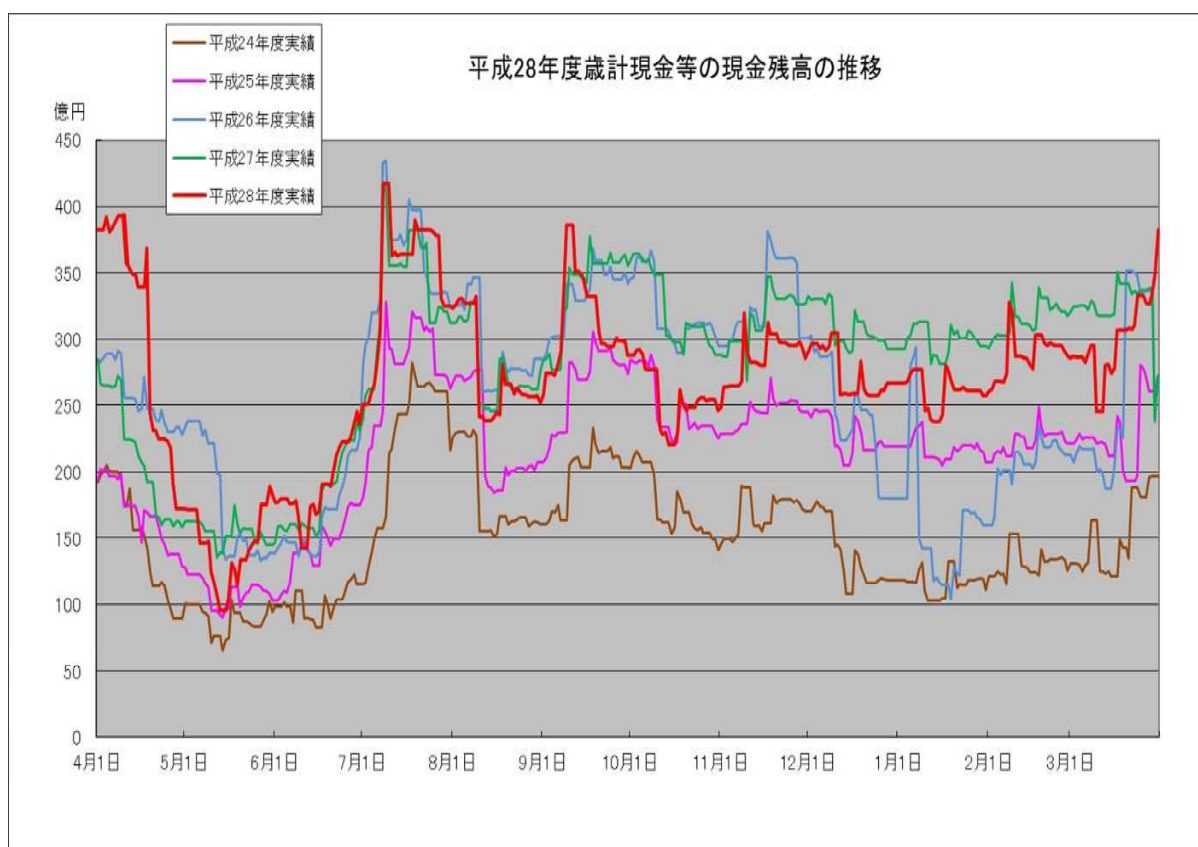
そのため、平成29年度の公金の管理・運用においては、「港区公金管理運用方針」を基本に、安全性、流動性を確保しながら、効率的な計画として策定します。

2 歳計現金の管理運用

(1) 資金収支の見通し

平成 29 年度の資金収支の状況は、例年同様、特別区税や国民健康保険料の収納時期などの関係で、4 月から 6 月にかけて一時的に資金的な余裕がなくなることが予想されますので、この時期の資金需要を注意深く見守る必要があります。その後は、特別区税収入等の収入が支出を上回ることが予想されますが、平成 28 年の所得税収、消費税収が対前年比で減少していること等の影響を注視していくことが必要です。

図 2 歳計現金等¹の現金残高の推移



1) 歳計現金等とは、「歳計現金」（一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計）、「歳入歳出外現金」「公共用地買収基金」「国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」の総称。

(2) 歳計現金管理運用計画

歳計現金は、地方自治法第 235 条の 4 において「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされ、地方自治法施行令第 168 条の 6 で「指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」と定められています。

歳計現金は、基本的に支払準備金であることから、支払に支障をきたすことのないように細心の注意を払うとともに、支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることとします。

① 支払準備金の保管

日々の支払に備えるための支払準備金は、安全性と流動性を確保するため指定金融機関の当座預金、普通預金で保管します。

② 余裕資金の運用

収支計画に基づいた支払準備金に支障のない余裕資金は、安全性を前提に効率的な運用を行うことと併せ、緊急の支払等による解約などに速やかな対応ができるよう、指定金融機関の定期性預金で保管・運用します。

歳計現金等の5か年の平均残高と平均利回り

(単位：百万円)

	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
平均残高	27,157	28,447	25,981	21,645	15,390
平均利回り (年利)	0.008%	0.024%	0.022%	0.024%	0.022%

1) 歳計現金等

現金の種類

ア 歳入歳出に属する現金（歳計現金）〔地方自治法第235条の4①〕

一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金のこと

イ 歳入歳出外現金〔地方自治法第235条の4③〕

普通地方公共団体の占有には属するが、その所有権自体は、当該地方公共団体以外の者に属する現金

ウ 一時借入金〔地方自治法第235条の3〕

既定の歳出予算内の支出現金の不足を補うために普通地方公共団体の長が借り入れた現金

エ 基金に属する現金〔地方自治法第241条〕

普通地方公共団体が特定の目的のために財産を維持管理する目的で設置されるもの（基金）に属する現金

3 基金（積立基金）の管理運用

(1) 基金残高の見通し

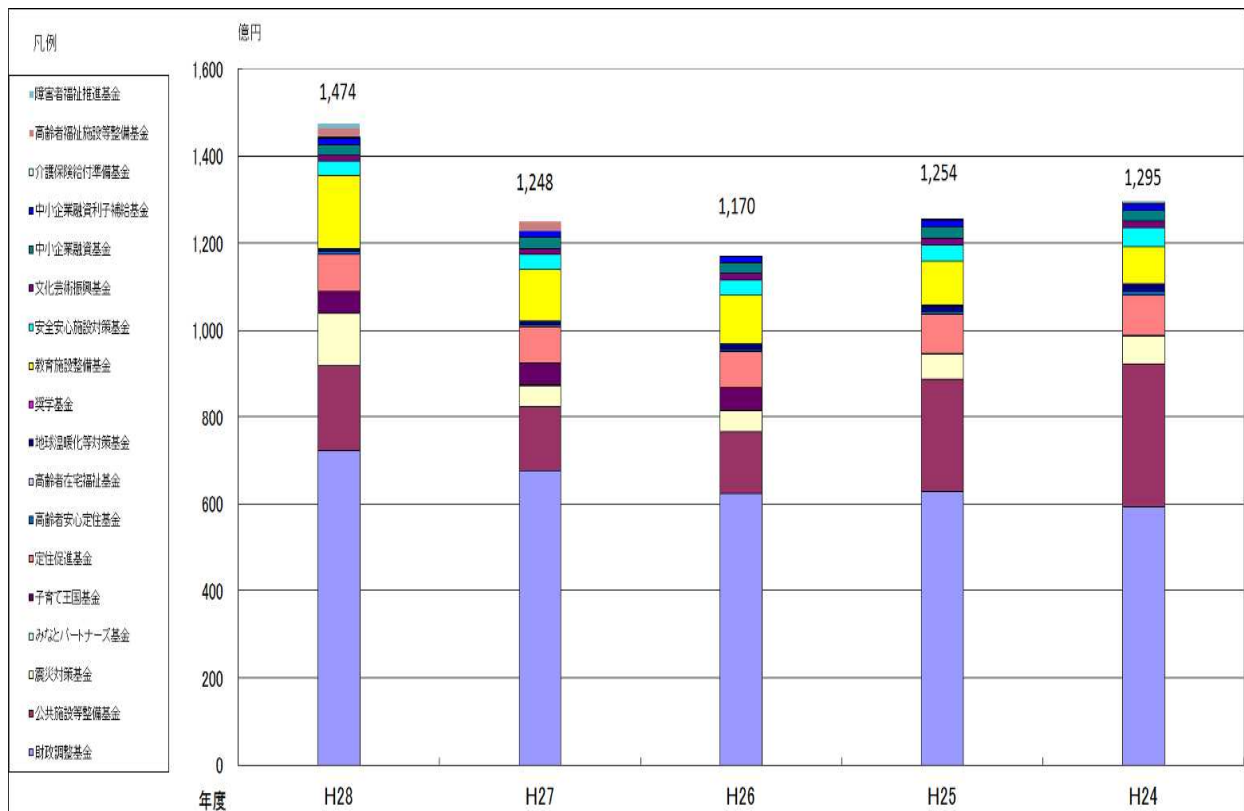
基金残高は、財政調整基金に 46 億円、震災対策基金に 73 億円、公共施設等整備基金に 60 億円、教育施設整備基金に 52 億円、障害者福祉推進基金に 10 億円、定住促進基金に 4 億円、介護保険給付準備基金に 3 億円を積み増し、総額 22 億円の取崩しと合わせ、平成 28 年度末の基金残高は 1,474 億円となります。なお、平成 29 年度は、「震災対策基金条例」を一部改正して、「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金条例」とし、「震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（震災復興基金）」を設置し、29 年度中に基金残高が 500 億円となるよう基金を積む予定です。

基金の 5 か年の平均残高と平均利回り

(単位：百万円)

	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
平均残高	131,522	121,956	125,331	131,545	130,183
平均利回り (年利)	0.071%	0.113%	0.137%	0.168%	0.228%

図 3 基金の 5 か年の年度末残高の推移



2) 基金管理運用計画

① 基金の一括運用

港区公金管理運用方針に基づき、預託や取崩し等を予定している基金を除いた一括運用が可能な基金については、スケールメリットを生かした効率的な運用を図ります。

② 運用方法

安全性に留意しながら流動性を確保する短期的な運用と、安全性を確保しつつ効率性・収益性を目指す長期的な運用を組み合わせ、安全かつ安定的な収益を確保する運用方法とします。

具体的な運用方針としては、基金残高や過去10年の基金の繰入状況、港区基本計画・実施計画に基づく事業等に必要経費を考慮するとともに、この2年間の区の経常収支比率が65%程度で推移していることから、約700億円の基金については流動性を確保する短期的運用とします。運用方法は、経営の安定している金融機関への預け入れにより行います。

また、長期運用が可能な約600億円の基金については、債券により運用します。新たに設置する「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金（震災復興基金）」については、過去の震災の復旧・復興に必要とした経費を参考にし、発災直後に必要と想定される200億円は流動性を確保するため預金にて運用します。積立金額の目標とする1000億円の残りの800億円については、効率性を確保しながら、発災後5年以内に積立額の全額が確保できるよう計画的な運用を目指します。

預金・債券による運用割合

年度	預 金			債 券		
	運用割合	運用額	利 率	運用割合	運用額	利回り
26年度	83%	970億円	0.094%	17%	200億円	0.354%
27年度	73%	908億円	0.077%	27%	340億円	0.271%
28年度	69%	1,015億円	0.026%	31%	459億円	0.187%
29年度 (予定)	62%	875億円	0.026%	38%	540億円	0.124%

* 債券の運用額は、一括運用の対象とならない基金（金融機関へ預託して運用している「中小企業融資基金」及び「中小企業融資利子補給基金」、短期間での取り崩しを予定している「介護保険給付準備基金」）を除いています。

③ 債券による運用の考え方

平成 28 年 1 月の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策の導入以降、5 年国債の利回りはマイナスとなり、地方債の利回りもかろうじてゼロ付近を保っている状況が続いています。そのため、平成 29 年度は、市場の金利状況や債券の発行条件を注視しながら、公金管理運用方針にもとづき、600 億円を運用目標とした 5 年債券によるラダー型ポートフォリオ²の完成に向けて、540 億円を債券により運用します。

2) ラダー型ポートフォリオ：毎年償還となる金額が一定となるように債券を保有し、償還分を再投資することにより、満期構成を維持する運用です。

毎年一定額の債券を購入するため、金利変動を長期的に中立化でき、平均的な利益をあげられる特徴があります。

④ 預金による運用の考え方

- (ア) 港区公金管理運用方針に基づき期間 1 年の定期性預金³で運用します。
- (イ) 預入先は、引合い（入札）方式により決定することを基本とします。引合い対象とする金融機関は、経営の安定した健全な金融機関を前提として、区との連携や地域への貢献度等にも配慮します。
- (ウ) 港区公金管理運用方針に定める「港区金融機関選別基準」に基づく評価の結果により、ペイオフのリスクを避ける必要があると判断される場合は、決済用預金⁴とします。

3) 定期性預金には、中途解約できる大口定期と、中途解約できない譲渡性預金があります。

4) 決済用預金：無利息の普通預金と当座預金のことで、預金保険法が定める「決済用預金」で、預金保険制度により全額補償されます。

基金残高（対前年度比較）

（単位：円）

	基金名	27年度末残高	28年度末残高
一括運用の対象とする基金	みなとパートナーズ基金	101,182,215	98,488,615
	文化芸術振興基金	1,364,636,714	1,234,647,714
	震災対策基金	4,774,741,781	12,008,484,781
	高齢者安心定住基金	481,135,000	466,226,000
	高齢者福祉施設等整備基金	2,000,000,000	2,002,616,155
	定住促進基金	8,252,775,177	8,526,098,177
	地球温暖化等対策基金	1,014,330,812	807,742,812
	子育て王国基金	5,045,292,583	5,028,289,583
	財政調整基金	67,591,670,356	72,257,567,824
	公共施設等整備基金	14,949,302,000	19,585,718,000
	安全安心施設対策基金	3,543,311,355	3,269,320,355
	奨学基金	23,447,500	23,447,500
	教育施設整備基金	11,629,823,330	16,779,823,330
	障害者福祉推進基金 ^{注1}	—	1,000,243,287
高齢者在宅福祉基金 ^{注2}	0	0	
個別運用する基金	中小企業融資基金	2,500,000,000	2,500,000,000
	中小企業融資利子補給基金	1,529,579,600	1,529,971,310
	介護保険給付準備基金	47,673,186	261,098,515
	合計	124,848,901,609	147,379,783,958

注1 障害者福祉推進基金は、平成28年度設置

注2 高齢者在宅福祉基金は、平成27年度末廃止

* 一括運用の対象については、金融機関へ預託して運用している中小企業融資基金及び中小企業融資利子補給基金並びに短期間で取り崩しを予定している介護保険給付準備基金を除いています。